

町田市測量標管理要綱の施行に伴う運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、町田市測量標管理要綱（以下「要綱」という。）の施行に際し、必要な事項を定めるものである。

第2 測量標（要綱第2関係）

- 1 管理している測量標は、別表第1とする。
- 2 移管を受ける測量標又は、設置、再設置する測量標は別表第2とする。
- 3 測量標点番号の表示方法は、別表第3とする。

第3 公共測量に該当する測量の作業規程（要綱第6関係）

町田市公共測量作業規程、町田市市街地緊急地籍調査事業測量作業規程、町田市土地区画整理事業測量作業規程による。

第4 効用確認測量等の作業規程（要綱第10関係）

運用基準第5及び第6に定めるところによる。定めのないものについては、町田市公共測量作業規程による。

第5 効用確認測量（要綱第10関係）

測量標効用確認測量作業（別表第4）によるものとし、町田市測量標効用確認等報告書の結果により効用阻害の合否判定を行うものとする。否判定の場合は、運用基準第6第3項を適用する。

第6 原状回復、移転及び測量成果修正（要綱第9関係）

- 1 一時撤去する測量標を原状回復するための作業は、測量標復元測量作業（別表第5）によるものとする。
- 2 移転する測量標を効用回復するための作業は、測量標移転測量作業（別表第6）によるものとする。
- 3 運用基準第5の否判定の場合について、測量標の移動量が少なく、かつ元の位置への原状回復が困難と認められる場合には、この測量成果を修正することができる。作業は、測量標移転測量作業（別表第6）を準用する。

第7 測量成果（要綱第10号様式）

移管等に伴い提出する測量成果は、次のとおりとする。

（1）GPS測量

- ①使用機器検定証明書及び電算プログラム登録通知書
- ②与点の成果簿写し
- ③測量観測計算簿
 - ③－1 G P S 観測記録簿
 - ③－2 G P S 測量観測手簿
 - ③－3 G P S 測量観測記簿
 - ③－4 仮定三次元網平均計算簿
 - ③－5 実用三次元網平均計算簿
- ④成果表・点の記
- ⑤成果数値データ
- ⑥観測図
- ⑦配点図（地形図に網図を重ねたもの）
- ⑧精度管理表/品質評価表
- ⑨点検測量簿
- ⑩平均図
- ⑪メタデータ
- ⑫電子納品成果品（CD-ROM 等）
- ⑬基準点現況調査報告書
- ⑭測量法第 21 条第 1 項の規定による届出書の写し
- ⑮測量法第 41 条第 1 項の規定による通知書の写し
- ⑯その他の資料

(2) T S 測量

- ①使用機器検定証明書及び電算プログラム登録通知書
- ②与点の成果簿写し
- ③測量観測計算簿
 - ③－1 観測手簿
 - ③－2 観測記簿
 - ③－3 点検計算簿
 - ③－4 X Y 網平均計算簿
 - ③－5 高低網平均計算簿

- ④成果表・点の記
- ⑤成果数値データ
- ⑥点網図
- ⑦配点図（地形図に網図を重ねたもの）
- ⑧精度管理表/品質評価表
- ⑨点検測量簿
- ⑩平均図
- ⑪メタデータ
- ⑫電子納品成果品（CD-ROM等）
- ⑬基準点現況調査報告書
- ⑭測量法第21条第1項の規定による届出書の写し
- ⑮測量法第41条第1項の規定による通知書の写し
- ⑯その他の資料

(3) 成果表・点の記

- ①閲覧用として、成果表・点の記及び配点図（地形図に網図を重ねたもの）を提出するものとする。
また、これに替え、データでの提出とすることができる。
- ②提出する成果表・点の記の様式は、別表第7、別表第8とする。

第8 添付書類（要綱第16号様式）

1 効用確認等の種類による添付書類は、次のとおりとする。

(1) 効用確認（着手前・完了後）、復元測量（着手前・完了後）

案内図、測量成果図、写真、その他必要なもの

(2) 移転測量

案内図、選点位置図、選点資料、写真、測量成果、その他必要なもの

(3) 測量成果修正

案内図、写真、測量成果、その他必要なもの

2 測量成果については、第7を準用する。

3 効用確認については、測量成果図を提出する。必要がある場合については、測量成果も提出する。

第9 大規模工事等による効用保全

路線長がおよそ500mを超えるような工事等の場合、運用基準第5、及び第6の規定にかかわらず工事施行後、町田市公共測量作業規程に基づき新たな基準点を設置し、移管することができる。

提出する測量成果は、運用基準第7とする。

第10 建標承諾書（要綱第9号関係）

別表第9を標準とする。

第11 町田市測量標使用（要綱第3関係）

承認にあたり、承認の番号及び日付を付した測量成果等を交付しなければならない。

第12 町田市測量標包括使用（要綱第3、第5関係）

- 1 地積測量図等を作成するための測量を行う団体においては、包括使用申請ができるものとする。
- 2 測量成果の交付にあたっては、包括承認成果交付簿（別表第10）に測量を実施しようとする団体の会員等が記載しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する記載があったときは、その内容を審査し、測量標の使用について特に支障がないと認めるときは、測量成果を交付しなければならない。

第13 町田市都市計画道路線形指導座標交付（要綱第13関係）

- 1 町田市都市計画道路線形指導座標交付申請のみがあった場合において、次に掲げる事項に該当するときは交付することができる。
 - (1) 包括使用承認を得て測量成果等の交付を受けた場合。
 - (2) 不動産登記法に規定する地図が、世界測地系で整備された区域である場合。
 - (3) その他市長が認めたもの。
- 2 前項の申請があたっては、案内図を添付しなければならない。

第14 一時標識、仮設標識の取扱い

- 1 簡易な標識であるため、以下の条件で使用するものとする。
 - (1) 測量を実施しようとする者が、現地踏査により測量標等の存在を確認するものとする。
 - (2) 測量を実施しようとする者が、使用前に点検を行うものとする。

2 測量成果等の交付にあたっては「参考資料」の記載を行うものとする。

第15 街区基準点等の取扱い

都市再生街区基本調査での測量成果等における様式については、この要綱及び運用基準の適用はしないものとする。

第16 補則

この運用基準に定めるもののほか、要綱の運用に関し必要な事項は、都市づくり部長が別に定める。

附 則

この運用基準は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、2004年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、2007年9月3日から適用する。

附 則

この運用基準は、2008年7月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、2010年4月1日から適用する。